相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区弘道二丁目一八二一番地、最後の住所東京都足立区六町一丁目九番一一号　被相続人　亡　佐山　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地瀬川ビル四階お茶の水共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野竹　夏江（登録姓　松井）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸三丁目五〇番地、最後の住所東京都江戸川区西小岩四丁目一二番四号　被相続人　亡　下村　公乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

事務所東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田四丁目三一番地、最後の住所東京都港区港南三丁目三番二三号港南の郷　被相続人　亡　豊田　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南馬込四丁目一四番、最後の住所東京都大田区南馬込四丁目一四番一号　被相続人　亡　大島　隆信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北三丁目二五〇番地、最後の住所東京都羽村市玉川一丁目二番三号　被相続人　亡　山口冨士夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽三丁目一番地、最後の住所東京都江東区東陽三丁目七番八号　被相続人　亡　土屋　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下一丁目四番地、最後の住所東京都墨田区亀沢三丁目六番七号ベルベディア北斎通り七〇一　被相続人　亡　金子新一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市多摩区登戸二八二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　總一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

川崎市川崎区東田町五番地三　ホンマビル四階　市役所通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼神明四丁目四番、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼神明四丁目四番四号　被相続人　亡　髙橋タミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

横浜市中区住吉町一丁目一四番地第一総業ビル七階　永井・天野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永井　嵩朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県多野郡神流町大字生利一四三八番地、最後の住所川崎市多摩区栗谷二丁目一八番八号サンビアインオアシス　被相続人　亡　瀧本　みさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇一　髙橋慶法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市吉佐美八九〇番地、最後の住所栃木県宇都宮市住吉町一〇番一六号　被相続人　亡　進士　顯治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

事務所静岡県下田市二丁目一番三〇号

相続財産管理人　司法書士　山岸　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市奈島久保野六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル五階　上田・小川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　顕彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区嵐山茶尻町三五番地の五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮波　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月五日

京都市中京区寺町二条西入弘希ビル二階弘希総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今尾　元彦

第100期決算公告　平成26年9月4日

茨城県神栖市砂山4番地

太陽肥料株式会社

代表取締役　塚原　省

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,769,923
	固定資産	807,239
	合計	3,577,163
負債及び純資産の部	流動負債	2,517,838
	固定負債	91,855
	株主資本	967,469
	資本金	300,000
	資本剰余金	3,256
	資本準備金	3,256
	利益剰余金	664,212
	利益準備金	55,680
	その他利益剰余金	608,532
	（うち当期純利益）	(79)
	合計	3,577,163